

# 公益社団法人大垣青年会議所 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大垣青年会議所(以下、「本会議所」という。)定款第75条の規定に従い、本会議所が情報公開を行うにあたり、必要な事項を規定する。

(情報公開の対象)

第2条 本会議所の情報公開の対象となる書類は、定款第72条第2項に定める書類であり、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 本会議所は次の書類をホームページ(<http://www.ogaki-jc.jp>)に掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 理事、監事、直前理事長及び顧問の名簿

(3) 事業報告書

(4) 計算書類

①貸借対照表

②正味財産増減計算書

③財産目録

④監査報告書

⑤財務諸表に対する注記

⑥附属明細表

(5) 事業計画書

(6) 収支予算書

3 前項第3号及び第4号については、当該事業年度終了後3カ月以内に掲載するものとし、第2号、第5号及び第6号については、当該事業年度の開始後3カ月以内に掲載し、いずれも次の事業年度の書類が掲載されるまでの間、掲載するものとする。

(責任者)

第3条 専務理事は、情報公開に関する事務を統括管理する。

2 専務理事は、この規程に定めるもののほか、細則を定め、その他必要に応じて情報公開や発信に関する指針・ガイドライン等を定めることができる。

(情報公開責任者)

第4条 専務理事は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を理事会の承認を得て選任することができる。

(閲覧場所及び閲覧日時)

- 第5条 本会議所の公開する情報の閲覧場所は、主たる事務所とする。
- 2 閲覧の日時は、情報公開責任者(情報公開責任者がいない場合は専務理事)が許諾する閲覧の日時とし、情報公開責任者が立ち会うものとする。

(改廃)

- 第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

#### 附 則 (平成27年7月21日)

(施行期間)

- 第1条 この規程は、平成27年7月21日から施行する。